

契約・解約トラブルなんでも110番の実施状況について

1 事業の内容

国が提唱する5月の「消費者月間」にあわせ、平成7年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも110番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの無料相談に応じた。

日 時：令和2年5月18日（月）10時～12時、13時～15時
相談対応：弁護士6名（午前3名、午後3名）
消費生活相談員3名

2 相談件数

25件（電話相談23件、来所相談2件）

3 相談内容の内訳

金融・保険サービス	5件	保健衛生品	2件
食料品	4件	教養娯楽品	2件
レンタル・リース・賃借	3件	車両・乗り物	2件
運輸・通信サービス	2件	その他	5件

4 主な相談事例

- ・未成年の娘がネット通販でダイエットサプリを注文した。定期購入だったので、高額のため支払えない。（30歳代 男性）
- ・通販サイトでマスクを注文したが、届かない。クレジットカードの引き落としはされており、キャンセルしたいが電話が繋がらない。（70歳代 男性）
- ・金融機関から借入したが、自分の収入では返済できず限界だ。（70歳代 男性）

5 過去の実施状況

平成29年度（5月15日）30件（電話相談19件、来所相談11件）
平成30年度（5月21日）30件（電話相談20件、来所相談10件）
令和元年度（5月20日）29件（電話相談17件、来所相談12件）